訓　令

○外務省訓令第十二号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

外務大臣　岡田　克也

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中南米の項中

在ブラジル日本国大使	連邦区、ゴヤス州、トカンチンス州

を、

在ブラジル日本国大使	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バルゼアス州、ピアウイ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州、マラニョン州、パライバ州、ペルナンブコ州、アラゴアス州、セルジッペ州、バイア州

に改め、

在レシフェ日本国総領事	セアラ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、パライバ州、ペルナンブコ州、アラゴアス州、セルジッペ州、バイア州

を削り、

別表欧州の項中

在ジュネーブ日本国総領事	ティチーノ州、ヴォー州、ヴァレー州、ジュネーブ州）

を削る。

附　則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月二十八日

総務大臣　原口　一博

政治団体の収支報告書の要旨（単位　円）

平成13年分

［**その他の政治団体**］

愛國菊心會

報告年月日　21. 7.14

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成17年分

［**資金管理団体**］

のだてつのり後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	野田　哲範
資金管理団体の届出に係る公職の種類	西宮市議会議員
報告年月日　18. 3.31	
1　収入総額	254,379
前年繰越額	244,379
本年収入額	10,000
2　支出総額	0
3　本年収入の内訳	
寄附	10,000
個人分	10,000
4　寄附の内訳	
（個人分）	
年間五万円以下のもの	10,000

平成17年分

［**その他の政治団体**］

政治結社関西青年協議会

報告年月日　21. 9.14

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成18年分

［**資金管理団体**］

のだてつのり後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	野田　哲範
資金管理団体の届出に係る公職の種類	西宮市議会議員
報告年月日　20. 3.21	
1　収入総額	254,379
前年繰越額	254,379
2　支出総額	0

平成18年分

［**その他の政治団体**］

政治結社大國神風會

報告年月日　19. 2.15

1　収入総額	0
2　支出総額	0

大日本鉄心会

報告年月日　21. 8.26

1　収入総額	0
2　支出総額	0

平成19年分

［**資金管理団体**］

のだてつのり後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	野田　哲範
資金管理団体の届出に係る公職の種類	西宮市議会議員
報告年月日　20. 3.21	
1　収入総額	254,379
前年繰越額	254,379
2　支出総額	0

平成19年分

［**その他の政治団体**］

護誠塾総本部

報告年月日　21. 6.22

1　収入総額	2,315,100
本年収入額	2,315,100
2　支出総額	2,315,100
3　本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,315,100
機関紙誌発行	2,315,100
4　支出の内訳	
経常経費	135,100
光熱水費	36,500
事務所費	98,600
政治活動費	2,180,000
機関紙誌の発行その他の事業費	2,180,000
機関紙誌の発行事業費	1,740,000
宣伝事業費	440,000

小林温後援会

報告年月日　21. 3.31

1　収入総額	127,429
前年繰越額	127,429
2　支出総額	124,157
3　支出の内訳	
経常経費	99,157
備品・消耗品費	39,330
事務所費	59,827
政治活動費	25,000
組織活動費	25,000

政治結社皇龍塾

報告年月日　21. 2.27

1　収入総額	45,000
本年収入額	45,000
2　支出総額	44,400
3　本年収入の内訳	
個人の党費・会費（3人）	45,000
4　支出の内訳	
経常経費	44,400
光熱水費	6,000
備品・消耗品費	8,400
事務所費	30,000